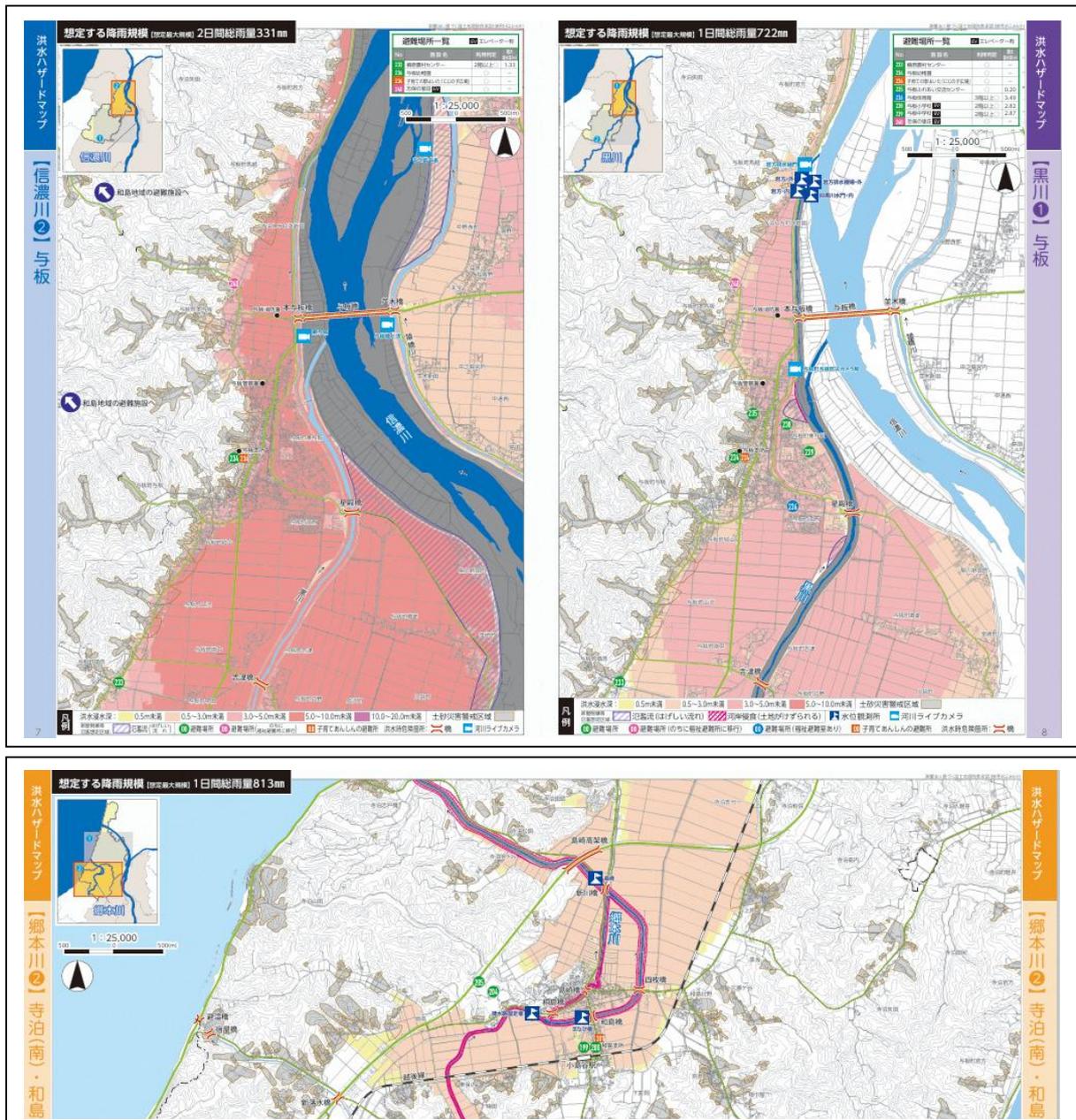


(1) 地域の災害等リスク

【風水害】

当市では、平成16年7月の新潟・福島豪雨（7.13水害）では、刈谷田川ダム観測所で1時間に51ミリの雨を観測。刈谷田川と猿橋川が決壊し、大量の土砂を含む激しい濁流が地域を襲い、中之島地域と栃尾地域で4名が亡くなったほか、住宅の全半壊等480棟、床上・床下浸水2,878棟にのぼるなど、甚大な被害を受けた。

当会が立地する与板、和島地域では、信濃川などの洪水ハザードマップが整備されており、洪水浸水深が5m超となる個所や家屋倒壊等氾濫想定区域が点在している。



出典：洪水ハザードマップ

【土砂災害】

当市では、中之島地域を除く 10 地域でハザードマップが整備されている。当会が立地する与板地域、和島地域では、西山丘陵の各地区でハザードマップが整備されている。

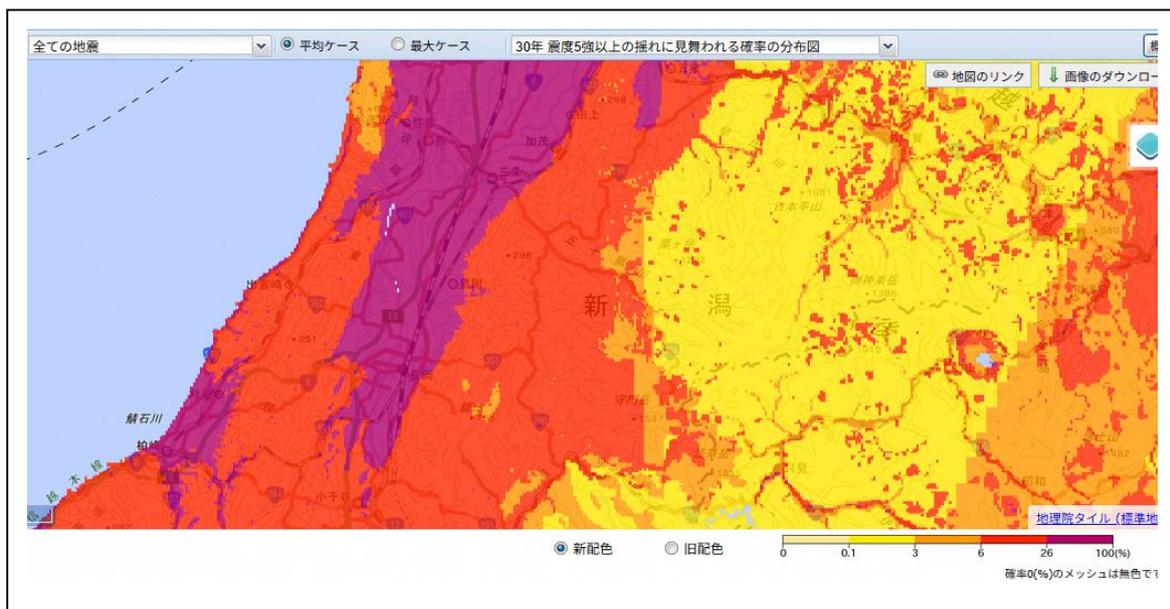
【雪害】

長岡地域、越路地域、山古志地域、小国地域、栃尾地域、川口地域が、新潟県特別豪雪地域に指定されており、交通障害、雪崩、建築被害等への警戒が必要となっている。令和 4 年の 12 月の豪雪では、市内広域で交通障害・立ち往生が発生し、国道 8 号・17 号では通行止めの解消までに 26 時間を要した。

【震災】

当市では、平成 16 年 10 月 23 日の新潟県中越大震災でマグニチュード 6.8、最大震度 7 を観測し、平成 19 年 7 月 16 日の新潟県中越沖地震でマグニチュード 6.8、最大震度 6 強を観測した。また、令和 6 年 1 月 1 日の能登半島地震では震度 6 弱を観測し 814 件（令和 6 年 12 月 17 日現在）の建物が被害を受けた。

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 5 強以上の地震が今後 30 年間で発生する確率が 26% 超となる地域が、市内に広く分布している。



出典：J-SHIS地震ハザードステーション

【津波】

当市では、寺泊地域の海岸部に津波ハザードマップが整備されており、海岸部の広い範囲で 5 m 超の津波の発生が予想される。

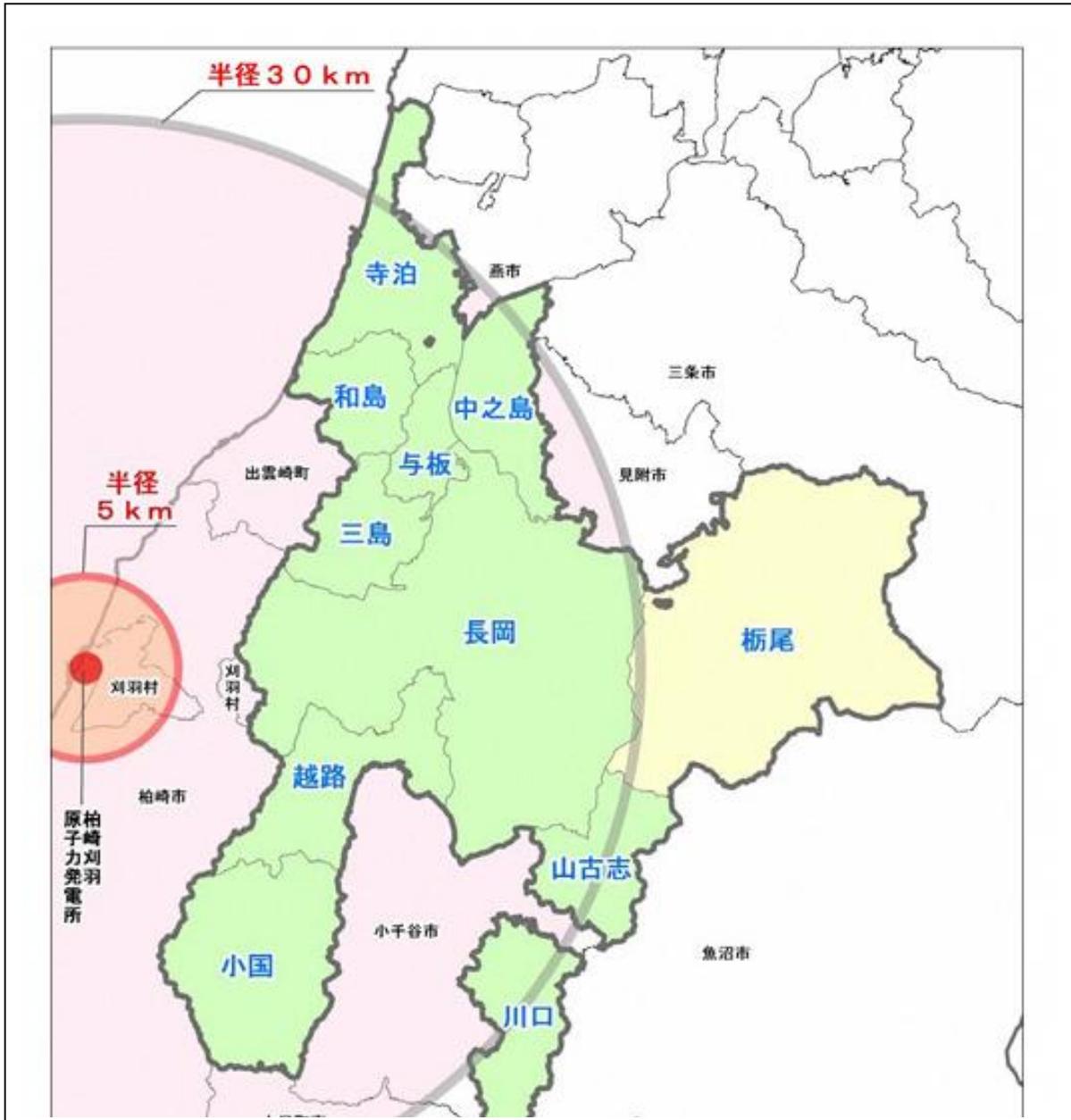
【感染症】

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速にまん延することで、多くの市民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある。

【原子力】

当市は、栃尾地域を除く全市域が、柏崎刈羽原子力発電所の「緊急的防護措置を準備する区域 (UPZ) ※」(発電所からおおむね5～30 km) の範囲内となっている。

※全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベルの考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、屋内退避や避難の準備を進める区域。



出典：長岡市地域防災計画（原子力災害対策編）

(2) 商工業者の状況 (令和7年4月1日現在)

- ・管内商工業者数 405人
- ・管内小規模事業者数 364人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	立地状況
建設業	95	89	地区内に広く分布
製造業	84	71	地区内に広く分布
卸売業	22	20	地区内に広く分布
小売業	71	66	地区内に広く分布
飲食宿泊業	23	22	地区内に広く分布
サービス業	93	84	地区内に広く分布
その他	17	12	地区内に広く分布
計	405	364	

(3) これまでの取組

1) 長岡市の取り組み

- ①長岡市地域防災計画の策定
- ②長岡市地域防災計画（原子力災害対策編）の策定
- ③長岡市国土強靱化地域計画の策定
- ④長岡市自助・共助の意識を高め市民のいのちを守る条例を制定
- ⑤各種ハザードマップ（洪水、津波、土砂災害、ため池）の策定
- ⑥市民向けパンフレット等（市民防災のしおり、原子力災害の屋内退避・避難の行動）の作成

2) 長岡北商工会の取組み

- ①CMAP（リアルタイム被害予測サイト）の利用促進
当会のホームページで新潟県商工会連合会のホームページとリンクをはるにより、広く一般に対して災害対応のためのリソースを提供している。
- ②災害情報の収集
災害時における迅速な情報収集を行い、会員の安全確保に努めている。
- ③損害保険への加入促進
小規模事業者に対する火災や地震などのリスクをはじめ、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任などに備える損害保険について提案し、全国商工会連合会や他の関連団体と連携して普及・促進を行っている。
- ④事業者BCPセミナーや各種施策の周知
商工会からのお知らせを通じて、国、県、市の実施する事業者BCPセミナーや補助金等の施策に関する情報を提供し、会員の経営リスク管理を支援している。

II 課題

当地域における小規模事業者の防災・減災対策への支援における問題点は下記のとおりである。

(1) 事業者の災害リスクに対する意識不足

事業者のBCP策定に関する動きは少なく、災害対策に対する意識は未だ低い状況である。事業継続力強化に係る取組の重要性について、一刻も早く、意識啓発を進める必要がある。

(2) 事業者への支援体制の構築

当会は危機管理マニュアルを策定済みであるが、緊急時の取組が漠然としており、実際の災害等発生時の対応が確立されていない。災害発生時は、地方自治体は住民対応に注力せざるを得ず、地域の事業所支援や産業復興については、当会が中心になり担わなければならないため、当会が被災した場合でも、一定の事業継続ができるよう日頃から整備しておく必要がある。

また、平時における災害リスクの周知や、BCP策定、損害保険・共済制度等に関するノウハウや経験を持った人員が十分にいないことも、支援事業の推進において課題となっている。

(3) 緊急時における連携体制の構築

長岡市地域防災計画では、長岡市、新潟県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、公共団体等、防災上必要な施設の管理者が対応すべき業務や、災害対策における役割、住民一人ひとりの取るべき行動について記載されているが、十分な整理がなされていない。

また、災害発生時等の緊急時においては、相談が集中することが予測されるため、必要に応じて他地域からの支援人員応援等の要請をするための体制構築が必要となる。

Ⅲ 目標

当会と当市が連携し、それぞれの役割を確認・担当することによって、地区内事業者の事業継続力の強化を図る。

- ・地区内小規模事業者の災害等リスクに対する認知度向上と、BCP策定等の事前対策を促進するための支援体制を構築する。
- ・地域内で感染症が発生した際の各事業所における対処マニュアル整備を促進する。
- ・平日、休日を問わず、発災発生時における連絡、情報共有を円滑に行うため、当会と当市の連携体制を構築する。
- ・発災後に速やかな復興支援策や、感染症発生時の拡大防止措置等が行えるよう、組織内における体制と関係機関との連携体制を構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

平成26年度に策定した「商工会危機管理マニュアル」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組む。

① 小規模事業者への災害リスクの周知

・ハザードマップによるリスク周知

当会の巡回経営指導時等に、ハザードマップ等を用いて、事業所立地場所における自然災害リスク等を周知するとともに、その影響を軽減するための取組や、対策（事業休業への備え、水害補償等の損害保険加入等）に関する情報提供を行う。

・広報等による啓発活動

当会会報、市広報、ホームページ等において、国の施策紹介やリスク対策の必要性、事業BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・ **事業者BCP策定に関する支援**

小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組み可能な事業継続力強化計画を初めとする簡易的なものも含む）策定や、効果的な訓練等について、経営指導員等が指導及び助言を行う。

また、市内業界団体等と連携して事業継続の取組に関する専門家を招き、BCP普及啓発セミナーや行政の施策紹介等を実施する。

・ **事業者BCP策定後の支援**

事業者BCP策定後においても、経営指導員によるフォローを継続するとともに、必要に応じて専門家による支援を行う。

・ **感染症対策への対応**

新型ウィルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、冷静に対応することを周知する。

② **商工会自身の事業継続計画の策定**

・ 当会の危機管理マニュアルを必要に応じて随時更新しながら使用し、緊急時に迅速かつ効果的に対応できるようにする。

③ **関係団体との連携**

・ 専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介を実施する。また、関係機関の普及啓発ポスター掲示依頼やセミナーの共催を実施する。

④ **フォローアップ**

・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況を確認し、長岡市と本策定の支援計画についての状況確認や改善点等について協議する。

⑤ **訓練の実施**

・ 自然災害が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）

< 2. 災害発生後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関連機関へ連絡する。

① **応急対策の実施可否の確認**

・ **職員の安否確認**

発災後 1 時間以内に職員の安否確認を行い、当会長に報告する。SNS等を利用して安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を当会と当市で情報を共有する。

・ **事務所内の点検、確認**

事務所内の水道、ガス、電気設備の点検、天井や床、ガラスの破損や落下の危険が無いかな確認を行う。

・ **感染症対策の実施**

感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき、当会による感染症対策を行う。

② 応急対策の方針決定及び情報共有

当会と当市において当会管轄地域における被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。判断基準とする被害状況は下表のとおりであり、職員は危機管理マニュアルの緊急時の役割分担業務を担う。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認できない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

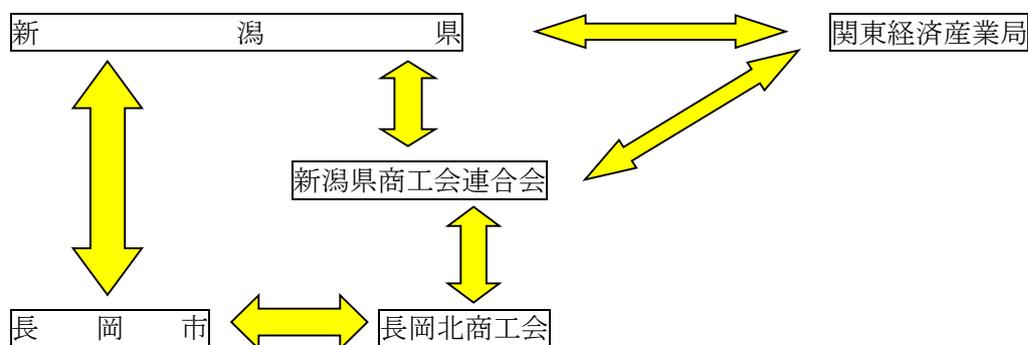
期 間	情報共有する間隔
発災後～概ね1週間	1日に最低1回共有する。
概ね1週間～1か月	必要に応じて適宜共有する。
1か月以降	状況を勘案しながら適宜共有する。

感染症発生時には、国、県、市から発出された行動指針を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等の体制維持に向けた対策を行う。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・ 平日、休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、防災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当市より県へ報告する。

<連絡ルート>



<4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援>

- ・相談窓口の開設方法について、当会と当市で相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場合において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、当市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

<5. 地区内小規模事業者に対する復興支援>

- ・県の方針に沿って、復旧、復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、県へ報告する。

長岡市与板支所 地域振興・市民生活課
 〒940-2492 新潟県長岡市与板町与板甲134番地
 TEL : 0258-72-3100 / FAX : 0258-72-3331
 E-Mail : yit-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

長岡市和島支所 地域振興・市民生活課
 〒940-4511 新潟県長岡市小島谷3434番地4
 TEL : 0258-74-3111 / FAX : 0258-74-2791
 E-Mail : wsm-chiiki@city.nagaoka.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

会費収入、長岡市補助金、新潟県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし